

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

協 定 書

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

(応援経費の負担)

- 第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。
- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

- 第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

- 第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

- 第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。
- 第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
- (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
- (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年10月1日